

官報

号外
平成十七年十月十九日

○第百六十三回 参議院会議録第七号

平成十七年十月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成十七年十月十九日

午前十時開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際 日程に追加して、
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成十七年十月十九日 参議院会議録第七号

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。尾辻厚生労働大臣。

(国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手)

○国務大臣(尾辻秀久君) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

働き方の多様化が進む中で、製造業等における重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しています。

こうした問題に的確に対処していくため、政府といたしましては、必要な施策を整備充実するための労働安全衛生法等の一部を改正する法律案を第百六十二回国会に提出いたしました。同法案は、審議半ばで衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至りませんでした。一刻も早くその実現を図るため、ここにこの法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、労働安全衛生法の一部改正であります。

事業者の自主的な安全衛生活動の促進、危険有害な化学物質の表示制度の改善、製造業等における元方事業者による作業間の連絡調整の実施など事業者による措置の充実を図るとともに、医師による面接指導の実施等により過重労働・メンタルヘルス対策の充実を図ることとしております。

第二に、労働者災害補償保険法の一部改正であります。

複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を、通勤災害保護制度の対象とすることとしております。

第三に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

事業の期間が予定されている事業である有期事業に関し、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制について、その増減幅の上限を百分の三十五から百分の四十に拡大することとしております。

第四に、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正であります。

全労働者一律の目標に向けた労働時間の短縮を図る法律から、労働者の健康や生活に配慮した労働時間等の設定に向けた関係者の自主的な努力を促進する法律に改めるとともに、指定法人を通じて助成等の仕組みを廃止することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。津田弥太郎君。

(津田弥太郎君登壇、拍手)

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎でございます。

ただいま議題となりました労働安全衛生法等の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表し、質問させていただきます。

冒頭、アスベスト問題についてお尋ねいたします。

アスベストによる健康被害は、長年の信じられないような政府の無策無責任体制によって、関連企業に勤務している労働者のみならず、国民全体の生命にかかわる極めて重要な問題となっております。

しかし、これまでの政府の関係省庁会議及び関係閣僚会合においては、各省庁の縄張を侵さない対応に終始しており、これでは問題の根本的な解決は到底望むべくもありません。

アスベスト問題が多くの省庁にかかわる複合的な問題であることを踏まえ、縦割り行政の弊害が過去に多くの尊い命を失わせた反省に立つならば、政府が行うべきは、アスベスト問題解決のた

めの総合的かつ一本化された担当部署を直ちに設置することであります。健康被害に対する補償にとどまらないアスベスト問題に関する総合的対策の確立のためにも、こうした一本化された担当部署の設置は不可欠と考えますが、官房長官の明確な答弁を求めたい。

また、民主党は、総合的対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、基本的施策を盛り込んだアスベスト対策の総合的推進法案を政府に先駆けて今国会に提出し、ノンアスベスト社会に向けて取り組む決意であります。

政府が来年の通常国会に提出を予定しているという法案はどのような内容を含んだものでしょうか、併せて官房長官に伺いたい。

私は今、機械金属産業で働く中堅中小企業の物づくり労働者の思いを代表してこの場に立っております。バブルの崩壊以降、職場は人員整理、工場閉鎖、海外への生産移管、労働条件の大幅な引下げのあらしがまだに続いております。

このような企業環境下において発生してくるのは、従業員のやる気の低下であり、過重労働による各種の事故の多発であります。とりわけ昨今は、鉄道脱線、航空機事故の発生など、我が国企業が長年にわたり築き上げてきた安全文化への信頼性が揺らぎ始めています。こうした事態は、小泉内閣の構造改革なる掛け声の下、産業構造や企業経営の在り方が変わり、企業倫理が喪失されたことと無関係とは思えません。

中川経済産業大臣、あなたはこうした現状をどのように認識され、対応を図っていくおつもりでしょうか、明確な答弁を伺いたい。

続いて、改正案につき、各法案ごとに質問いたします。

まず、労働安全衛生法の一部改正に関し、厚生労働大臣にお伺いします。

第一は、時間外労働が月百時間を超えた場合に行われる医師による面接指導です。現在でも厚生労働省のガイドラインでは、一定期間、時間外労働が月平均八十時間を超えた場合に同様の対応を行うことが盛り込まれています。この点、今回の法改正は後退との指摘もあります。

六月に開催されました日本経団連のフォーラムにおいても、時間外労働が月八十時間以上の超過労型労働者に精神疾患等が発生した場合には、会社の過失及び業務起因性が全面的に認められると指摘されています。

経営サイドでさえこのような認識を有している中で、なぜ月八十時間以上の時間外労働について面接指導と必要な対応を努力義務にとどめているのでしょうか。

第二に、いわゆる二〇〇七年問題、すなわち、このころから団塊の世代の人々が一斉に退職し始めるため、それぞれの職場から熟練した労働者が減り、安全衛生管理に係るノウハウが低下するという問題です。備えを怠るならば正に人災となり

ますが、この問題への対処方針をお聞かせください。

第三に、製造業における安全対策です。

製造現場には、取扱いを誤れば危険な設備や有害物質も多く、様々な就業形態の労働者が混在して働いていることから、建設業、造船業に倣い、統括安全衛生責任者の選任義務を課し、法三十条一項に基づく親企業による統括管理を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

第四に、本来、労働安全衛生は就労する労働者の人数にかかわらず担保されるべきであり、昨今の分社化の状況も踏まえ、五十人以上の事業場に設置が義務付けられている安全衛生委員会について、少なくとも三十人以上にすることを強く要求いたします。

第五に、今回の法改正ともかわるILO百四十八号及び百五十五号条約について、早期の批准を目指す考えがあるのでしょうか。また、そもそも一つでも多くのILO条約を批准することが政策目標として厚生労働省にはあるのでしょうか。

次に、労災保険法の一部改正についてお尋ねいたします。

通勤災害保護制度は、そもそも私の出身組織JAMの前身で、機械金属関係の産業別労働組合である全金同盟が組織を挙げて取組を行い発足させた制度であり、改正案による対象範囲の拡大は率直に評価をいたします。

その上で、今回盛り込まれなかった複数就業の賃金合算について、健康保険の傷病手当に倣い、通勤災害、業務災害を問わず、早期に実現すべきものと考えますが、前提となる実態調査はいつ行い、それを受け、どのような場で協議をするおつもりでしょうか、厚生労働大臣の答弁を伺いたい。

財務大臣にもお尋ねいたします。

民間企業の単身赴任手当は、月内における帰省回数を参考とし、そのために必要な交通費相当額で支給額が決められているケースが多いと承知をしています。改正案により帰省先住居への移動について通勤としての位置付けが一層強まることを踏まえるならば、税制上の取扱いにおいても同様の対応が図られるべきだと考えます。御所見をお伺いしたい。

時短促進法の一部改正についても質問いたします。

一九八八年以来、政府目標として掲げてきた年間総実労働時間千八百時間は、政府経済計画レベルでは既に二〇〇二年に文言が削除され、今回、最後のとりでというべき時短促進法に基づく労働時間短縮推進計画も廃止されようとしております。いずれの領域であれ、政府としての目標があればこそ、現状に対する評価と行政としての方向性が決まっております。具体的な数値目標がなくなるならば、そうした行政の基本的スタンスさえ不明確となってしまうと思います。

昨年の年間実労働時間は、フルタイムの一般労働者に限っては実に二千二十一時間に上っており、今後も一般労働者の目標として千八百時間を掲げ、多様な働き方を行う労働者には別途の目標を立案すべきです。厚生労働省が定める指針において千八百時間は明記されるのでしょうか、明確な答弁を伺いたい。

昨今、メンタルヘルス、すなわち心の健康の問題を抱える職場が増えるとともに、過労死や過労自殺が業種、業態、職層や、民間と官公庁を問わず極めて深刻な問題となっています。

過労や仕事上のストレスでうつ病などの精神障害を発病した方への労災補償の認定件数は、二〇〇四年度には過去最多の百三十件に上り、この中には四十五件の自殺、自殺未遂も含まれています。また、長時間過重労働で脳・心臓疾患を発病し、労災補償の認定を受けた人も二百九十四人に上り、このうち百五十人が過労死に至っているのです。

これほどまでに過労死や過労自殺が増加している背景には、二〇〇一年四月の総合規制改革会議の設置以来、現在の規制改革・民間開放推進会議まで一貫して労働者不在の規制緩和が進められていることが指摘できます。

これまで厚生労働省は、同会議の提言を忠実に法案化しようと努め、先日、大臣の下に置かれた研究会の報告書において、労働時間規制を骨抜きにするホワイトカラーエグゼンプションにまで

言及しています。雇用のセーフティネットやワークルールが切り崩されつつある中で、労働行政の任務と役割が根本から問われる状況になっているのです。

本来は厚生労働大臣が体を張って無謀な規制緩和を防がなければならぬ状況で、大臣にその覚悟がないことが、昨今の地方労働局の相次ぐ不祥事の発生など職員の綱紀にまで影響を与えています。

尾辻大臣、あなたは労働者の命と安全を守る労働行政の責任者であることの自覚をお持ちでしょうか。

○議長(扇千景君) 津田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○津田弥太郎君(続) あなたにとって労働大臣であることの意味を、官僚の作った答弁に限らず、あなた自身の言葉で国民に明らかにしていただくことをお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手)

○国務大臣(尾辻秀久君) 長時間労働による健康障害の防止に係る措置についてのお尋ねがございました。

今回の法改正で、時間外労働が月百時間を超え、疲労の蓄積があると認められる労働者に対して面接指導等の措置を義務付けたのは、医学的知見として特に健康障害リスクが高いとされているためでございます。また、時間外労働が百時間以下の者についても、これまで行政指導で実施を図つ

てまいりました対策を法律に基づく事業者の努力義務に位置付けるものでございまして、これまで以上に労働者の健康確保対策を前進させたものであると考えております。

団塊の世代の人々の退職による事業場の安全衛生水準の低下に関してお尋ねがございました。厚生労働省としては、職場における安全衛生教育の徹底、個人の経験や能力のみに依存せず、組織的、継続的に安全衛生対策を行うシステムや、IT技術を活用した新しい安全管理手法の促進等により労働災害防止の徹底を図つてまいります。

製造業の親企業による安全管理に関してのお尋ねがございました。

製造業は、建設業等と比較して請負事業者の数や重層度が少ないこと等から、統括管理を義務付けるまでの必要はないと考えておるところでございます。

安全衛生委員会の設置範囲の拡大についてのお尋ねがございました。

安全衛生委員会の設置範囲につきましては、審議会でもいろいろ御議論がございました。まずは現行での小規模事業場における安全管理の実態を把握することとしており、その調査結果等を踏まえながら検討をいたしてまいります。

ILO条約についてのお尋ねがございました。政府といたしましては、それぞれの条約の目的、内容、我が国にとつての意義等を検討の上、

その時々国内のコンセンサス、国際世論等も勘案して、批准することが適当と考えられるものについては国内法制等との整合性を確保した上で批准すべきものと考えております。

お尋ねの第四百八十八号条約については騒音などに関する基準を定めること、第五百五十五号条約については複数の企業が同一作業場で活動する場合の協力義務等について、国内法制との整合性の観点からなお検討が必要であると考えております。

労災保険法の給付基礎日額の合算に関するお尋ねがございました。

複数就業者の賃金等の実態に関する調査につきましては、できるだけ速やかに実施することとし、その上で学識経験者を中心に参集していただき、専門的に検討する場を設けたいと考えております。

指針への千八百時間の明記についてのお尋ねでございます。

今後の労働時間対策における目標に関しましては、労働政策審議会より、労働時間等設定改善指針策定の際に検討することが適当である旨の建議をいただいております。改正法の成立後、国会での御議論等も踏まえ、改めて同審議会において御論議いただくこととしております。

最後に、労働行政の責任者であることについてのお尋ねがございました。働いておられる方々が安心して安全に働く環境をつくることは、労働行政を預かる私の使命と考

えております。今後とも、このことを肝に銘じまして、労働者の保護に欠けることになったり生活の不安感を惹起させたりすることのないよう、全力で取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇、拍手)

○国務大臣(細田博之君) 津田議員にお答えいたします。

アスベスト問題についてのお尋ねがございました。

アスベスト問題につきましては、七月以来、関係十大臣ありますが、関係閣僚会合を随時開催いたしております。その下に置かれた局長級、課長級の関係省庁会議を十八回にわたって開催し、被害者救済のための新たな法的措置に加えて、構造物の解体時等の対策、使用実態の調査、早期のアスベスト全面禁止などの課題について、全力を挙げて総合的かつ速やかな対応を進めているところであります。

今後とも、閣僚レベルでの十分な調整を図ることにより、関係省庁が緊密に連携しながら、アスベスト対策の迅速な実施に向けまして最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、被害者救済のための新法についてのお尋ねがございました。

アスベストによる被害者の救済につきましては、関係閣僚会合において、健康被害者をすき間なく救済するための新たな法的措置の基本的な枠組みにつきまして合意するなど、関係省庁の緊密な協力の下に新法の検討作業を進めております。

この法案につきましては、既存の制度では救済できない被害者を対象に医療費や遺族一時金等の給付金を給付すること、その財源、負担の在り方、実施主体等を検討しております。法案の次期通常国会への早期提出を目指して最大限努力をしてまいります。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇、拍手)

○国務大臣(中川昭一君) 津田議員にお答え申し上げます。

産業事故の多発に関する認識と今後の対応についてのお尋ねでございますけれども、確かに、御指摘のように、平成十五年以降、主なものだけでも日本を代表する企業の産業事故が多発しております。

昨年、主要業界の経営トップをメンバーとした産業事故連絡会を設置いたしました。業種横断的な事故情報の共有化を推進するとともに、産業事故の発生原因として懸念される事項についての調査を実施いたしました。以降、産業事故連絡会の場のみならず、個別業界における様々な産業事故防止への取組の場において、産業事故防止対策を強化するよう産業界に要請しているところでございます。

しかし、これはある意味では根本的な問題でございまして、一つの要因といたしましては、製造現場の人員が減少しているとともに、高齢化が進み、また雇用形態が多様化する中で、ノウハウの継承が難しくなりつつある、また、現場力が低下

しているという問題が大きく作用しているとの指摘もございます。とりわけ、熟練労働の退職に伴いましてノウハウが失われていること等によりまして、現場における保安技術力が低下していることが懸念されております。

物づくりにおける現場力の低下や技能、技術の伝承問題に対応するため、製造現場の中核人材の育成事業等、所要の産業人材育成政策を講じております。

引き続き、経済産業省としてもこの問題に取り組んでいきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○国務大臣(谷垣禎一君) 津田議員からは、単身赴任手当に係る税制上の取扱いについてのお尋ねをいただきました。

通勤費については、本来、勤務に伴う概算経費控除としての性格を有する給与所得控除等によってカバーされているものと考えられますが、通勤手当は、勤務に伴う通勤費の実費弁償的な性格を有していることを勘案いたしまして、一定額を限度として非課税としているものでございます。

一方、いわゆる単身赴任手当は、必ずしも通勤手当と同様の実費弁償的な性格を有するとは限らず、扶養手当等と同様に、生活費の掛かり増し支出に着目した給与としての性格を有することから、税制上非課税とはされていません。

単身赴任者の帰宅旅費につきましては、その年中の支出額が給与所得控除額を超える場合には、実額で控除できる制度が設けられているところで

ございました。これにより十分な配慮がなされているものと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木村仁君登壇、拍手)

○木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、二〇〇四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴い、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定の整備を行うとするものであります。

委員会におきましては、万国郵便条約の履行義務と郵政民営化との関係、万国郵便連合への我が国の貢献、諸外国における郵便切手の偽造等の状況、万国郵便条約との関係で法改正を必要とする具体的理由、その他当面の諸課題について質疑が

高嶋 良充君	佐藤 雄平君	市田 忠義君	奥石 東君	文教科学委員	理事 岩本 司君 (高橋千秋君の補欠)
小川 敏夫君	櫻井 充君	江田 五月君	前田 武志君	辞任	理事 藤原 正司君 (小林元君の補欠)
福山 哲郎君	内藤 正光君	北澤 俊美君	円より子君	厚生労働委員	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
藤原 正司君	直嶋 正行君	岡崎トミ子君	築瀬 進君	辞任	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外六名提出)(衆第七号)
山本 孝史君	小林 元君	柳田 稔君	峰崎 直樹君	北川イツセイ君	輸入牛肉に係る情報及管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外六名提出)(衆第八号)
佐藤 道夫君	和田ひろ子君	総務 大臣	麻生 太郎君	神本美恵子君	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
今泉 昭君	伊藤 基隆君	財務 大臣	谷垣 禎一君	北川イツセイ君	万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
郡司 彰君	田名部匡省君	厚生労働大臣	尾辻 秀久君	坂本由紀子君	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
渡辺 秀央君	西岡 武夫君	経済産業大臣	中川 昭一君	補欠	障害者自立支援法案
広中和歌子君	千葉 景子君	国務大臣(内閣官房長官)	細田 博之君	北川イツセイ君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
山下八洲夫君	大石 正光君	副大臣	西 博義君	田村耕太郎君	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(浅尾慶一郎君外四名発議)
平田 健二君	蓮 舫君	厚生労働副大臣	西 博義君	大久保 勉君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
林 久美子君	広田 一君	議員派遣中の議員	島田智哉子君	加藤 敏幸君	郵政民営化法案
仁比 聡平君	前川 清成君	藤野 公孝君		藤末 健三君	
尾立 源幸君	小林美恵子君			藤本 祐司君	
津田弥太郎君	犬塚 直史君			松下 新平君	
水岡 俊一君	藤本 祐司君			大門実紀史君	
紙 智子君	鈴木 寛君			又市 征治君	
岩本 司君	ツルギ マルチ君			近藤 正道君	
小林 正夫君	大門実紀史君				
井上 哲士君	浅尾慶一郎君				
木俣 佳文君	羽田雄一郎君				
高橋 千秋君	神本美恵子君				
谷 博之君	緒方 靖夫君				
小池 晃君	大江 康弘君				
榛葉賀津也君	朝日 俊弘君				
小川 勝也君	家西 悟君				
工藤堅太郎君	吉川 春子君				

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員系数慶子君提出在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に関する質問に対する答弁書(第六号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵政民営化法

日本郵政株式会社法

郵便事業株式会社法

郵便局株式会社法

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

同日議長は、十日のトルビヨルン・ヤークラ・ノルウェー王国国会議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員
辞任 補欠
犬塚 直史君 富岡由紀夫君

財政金融委員
辞任 補欠
池口 修次君 津田弥太郎君
富岡由紀夫君 犬塚 直史君

厚生労働委員
辞任 補欠
広田 一君 松下 新平君
津田弥太郎君 池口 修次君

農林水産委員
辞任 補欠
松本 新平君 広田 一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第九号)

障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出)(衆第一〇号)

国家公務員法の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名提出)(衆第一一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
集団的自衛権についての政府見解等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九号)

集団的自衛権行使の法律による容認に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇号)

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 補欠
尾辻 秀久君 岡田 広君

南野知恵子君 荻原 健司君
矢野 哲朗君 野上浩太郎君
平田 健二君 小林 正夫君

外交防衛委員
辞任 補欠
富岡由紀夫君 犬塚 直史君

財政金融委員
辞任 補欠
野上浩太郎君 矢野 哲朗君
犬塚 直史君 富岡由紀夫君
津田弥太郎君 池口 修次君
松下 新平君 広田 一君

文教科学委員
辞任 補欠
荻原 健司君 南野知恵子君

厚生労働委員
辞任 補欠
池口 修次君 津田弥太郎君

農林水産委員
辞任 補欠
広田 一君 松下 新平君

経済産業委員
辞任 補欠
小林 正夫君 平田 健二君

国土交通委員
辞任 補欠
岡田 広君 尾辻 秀久君

国家基本政策委員

辞任 補欠
興石 東君 大江 康弘君

決算委員

辞任 補欠
又市 征治君 淵上 貞雄君

議院運営委員

辞任 補欠
島田智哉子君 林 久美子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠
又市 征治君 近藤 正道君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
少子高齢社会に関する調査会委員

辞任 補欠
下田 敦子君 主濱 了君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
財政金融委員会

理事 田村耕太郎君 (愛知治郎君の補欠)

理事 櫻井 充君 (若林秀樹君の補欠)

理事 峰崎 直樹君 (平野達男君の補欠)

農林水産委員会

理事 小川 勝也君 (羽田雄一郎君の補欠)

理事 小川 敏夫君 (和田ひろ子君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(松本剛明君外七名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出政治資金の運用に関する質問に対する答弁書(第八号)

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の制定についての意見を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年十月十八日

総務委員長 木村 仁

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、二千四年十月五日にブカレスト

で署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴

い、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項前段中「証票」の下に「又は郵便料金計器(郵便に関する料金の納付のために使用する計器であつて、郵便物又は郵便物にはり付けることができる物に郵便に関する料金を表す印影を生じさせるものをいう。以下この項において同じ。)」の印影その他郵便に関する料金を表す印影を加え、同項後段中「証票」の下に「若しくは郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影」を加え、「これを」を削り、「受ける」を「受けた」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、二千四年十月五日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条のうち郵便法第八十四条第一項の改正規定中「改め」を、「納付」を「支払」に改め」に改める。

投票者氏名

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二六名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	亀井 郁夫君
河合 常則君	木村 仁君

平成十七年十月十九日 参議院會議録第七号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イツセイ君
杵掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小齊平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君
山東 昭子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敏三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 吉宏君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
南野知恵子君	橋本 聖子君
林 芳正君	福島啓史郎君
藤井 基之君	真鍋 賢二君
外添 要一君	松田 岩夫君

松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 信也君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	家西 悟君
池口 修次君	犬塚 直史君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳丈君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	櫻井 充君
芝 博一君	主演 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君

千葉 景子君	ツネ子 マルティ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	林 久美子君
平田 健二君	平野 達男君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円 より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
蓮 舫君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君

反対者氏名

○名

在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者の
の asbestos 被害に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成十七年十月三日

参議院議長 扇 千景殿

糸数 慶子

浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	荒井 広幸君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

官 報 (号 外)

在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に関する質問主意書
アスベスト(石綿)の健康被害は、民間企業等から被害実態が次々と明らかにされ、深刻さを増している。そのような状況のなか、政府は被害者の救済を主な目的としたアスベスト新法(仮称)の法案作成に取り組むなど、本格的な対応に乗り出した。

これまでのアスベスト対策が後手にまわった環境省と厚生労働省は、法令の改正や新たな規則の施行等による対策の強化を打ち出している。環境省では二〇〇六年度中に大気汚染防止法の政省令を改正する動きがみられる。厚生労働省は本年七月、石綿障害予防規則を施行し、石綿ばく露防止策を一段と強化した。

一方、本年七月には、社団法人神奈川労災職業病センター(横浜市長見区豊岡町)が米海軍横須賀基地で働く駐留軍労働者の被害実態を明らかにした。同センターによると、アスベスト被害は、一九九〇年以降、少なくとも九十八人(肺がん二十三人、中皮腫二人、石綿肺(最重症)七人、石綿肺と合併した続発性気管支炎六十六人)に上り、全員日本人男性である。このうち十四人が肺がんで、二人が中皮腫で死亡するなど計二十六人が亡くなっている。

これらの被害実態を受け、在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト健康被害について、以下質問する。

一 在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者の雇用主である防衛施設庁は、アスベスト被害の実態調査を実施したのかどうか。

二 アスベスト被害の調査を実施したのであれば、アスベスト患者情報を明らかにされたか。

三 アスベストに関し、雇用主である防衛施設庁と使用主である在日米軍は、その使用や撤去の危険性について、就業者等どのような措置を講じたのか、具体的に示されたい。

四 アスベストの危険性に関し、日米合同委員会の環境分科委員会で話し合われたことがあるのか。

五 米軍が環境問題への対処に際しての拠り所とする「日本環境管理基準」(JEGS)には、アスベストの処理、対策等がどのように記載されているか。

六 駐留軍労働者の雇用主である防衛施設庁は、アスベストの健康被害に関し、相談窓口等を設置するなど対策に乗り出しているようだが、本年九月現在の相談件数及び具体的な相談内容を明らかにされたい。

七 在沖米軍の施設及び区域で働く全駐留軍労働組合沖縄地区本部は、アスベストの被害等に関し、実態調査に乗り出したが、調査対象の日本人従業員は退職・離職者も含め数万人と予測しており、追跡調査の難しさを指摘している。これらの点を踏まえ雇用主である防衛施設庁は、被害調査を実施する方針はないのか。

八 アスベストの実態調査を円滑に行う方法として、米軍施設及び区域においてアスベストが使われていた現場、また撤去された現場を明らかにすることで調査対象人員を絞り込めるとしているが、政府として米軍側に対し、アスベストの使用箇所や撤去箇所を明らかにするよう申し入れる考えはないのか。

九 駐留軍労働者に対するアスベストの健康被害については、一九九七年度から一九九九年度にかけて、神奈川県横須賀渉外労務管理事務所(当時)が、在日米海軍横須賀基地のアスベスト業務従事退職者を対象に「健康管理手帳制度周知事業」を実施したと聞くが、同様な事業を在沖縄の米軍施設及び区域の退職者にも実施する考えはないか。

右質問する。

平成十七年十月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に関する質問に対する答弁書
一及び二について

現在、防衛施設庁においては、駐留軍等労働者に対し、毎年、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等に基づく健康診断を実施している。

また、平成十七年八月五日、駐留軍等労働者、過去に駐留軍等労働者であった者(以下「退職者」という。)等を対象とした石綿による健康被害等の相談に応じるための健康相談窓口(以下「健康相談窓口」という。)を防衛施設庁並びに関係する防衛施設局及び防衛施設事務所に開設したところであるが、同年九月三十日現在、防衛施設庁が把握している限りにおいては、石綿による健康被害が確認できた者はいない。

三について

石綿に関するものも含め駐留軍等労働者に対する安全衛生対策については、従来から、日本側においては、労働安全衛生法等に基づく健康診断、保健指導等を実施してきたところであり、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)側においては、基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約に従い、安全な作業場の設置、安全教育の実施、保護衣の備付け等の災害防止に係る安全対策を実施してきたと承知している。

四について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条一の規定に基づいて設置された合同委員会の下にある

る環境分科委員会(以下「環境分科委員会」という。)の議事録は、両国政府の合意なしには公表しないこととされており、環境分科委員会においてどのような事項が議題とされたかについては、これを公にすることにより合衆国政府との信頼関係が損なわれる等のおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

五について

お尋ねの「日本環境管理基準」においては、石綿の管理等に関し、例えば、石綿含有物質が空气中にその繊維を飛散させるおそれがあり、信頼することができない方法で封じ込め、囲い込み等を行うことができない場合は、その石綿含有物質を除去しなければならないことが定められていると承知している。

六について

平成十七年九月三十日までに、健康相談窓口に寄せられた相談件数は六十二件であり、相談内容は、石綿による健康被害への不安に関すること、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく保険給付及びその手続に関すること等である。

七から九までについて

防衛施設庁においては、石綿による退職者の健康被害等に対応するため、御指摘の労働安全衛生法に基づく健康管理手帳の制度のほか、労働者災害補償保険法に基づく補償の制度等の退

職者に対する周知を図るとともに、健康相談窓口での相談を通じて石綿による退職者の健康被害の有無等について把握することとしている。
また、合衆国軍隊に対しては、石綿による健康被害の防止に係る協力が必要に応じて要請することとしている。

政治資金の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年十月六日

藤末 健三

参議院議長 扇 千景殿

政治資金の運用に関する質問主意書

政治資金の運用に関しては、政治資金規正法の定めるところにより方法が限定されている。この規定は、政治改革の一環として平成四年の改正で追加されたものと承知している。しかし、改正当時と金融情勢が大きく変動している現在にあつては、国民の浄財である政治資金をその目的どおりに使用することを前提に、多様な運用方法が認められてもよいと考える。
そこで、以下質問する。
一 政治資金規正法第八条の三の規定では、政治資金の運用が認められる具体的方法が列記されている。これらの運用方法が列挙されたのは、

いかなる基準によると承知しているか、具体的に示されたい。

二 平成四年の改正当時と比較して、金融を取り巻く環境は大きく変化しており、政治資金規正法に定める運用方法は必ずしも確実なものとは言い切れなくなっている。例えば、ペイオフが全面解禁された現在、円による預貯金は一千万円とその利息を超える部分については元本が保証されていない。一方、平成四年当時には一般的ではなかった金融商品の中には、為替レートの変動により元本の保証されない外貨預金など、現在では広く国民一般にも利用されているものがある。

これらを勘案すると、運用が認められる方法について見直しが必要でないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 政治資金の運用については、元本保証が重要ではあるものの、実際には運用による資金の増大も考慮しておく必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成十七年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出政治資金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出政治資金の運用に関する質問に対する答弁書

一について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第八条の三の規定は、政治資金が民主政治の健全な発展を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、また、政治資金を投機的取引に用いることは国民の政治不信を招く原因となるおそれがあることから、政治資金の運用方法を、安全かつ確実な方法として一般的に行われている預貯金や国債証券等の取得などの方法に限定したものであると承知している。

二及び三について

政治資金の運用方法については、金融を取り巻く環境が大きく変化しているという御指摘の点も踏まえ、各党各会派において十分御議論いただくべき問題であると考へている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円